

雇用保険二事業助成金 平成20年度予算案の整理表(案)

No. 1-3

平成19年度雇用保険二事業助成金(14本)

平成20年度雇用保険二事業助成金(14本)

	各種給付金名
1	雇用調整助成金
②	労働移動支援助成金
③	定年引上げ等奨励金
④	特定求職者雇用開発助成金
⑤	自立就業支援助成金
⑥	試行雇用奨励金
⑦	地域雇用開発助成金
8	通年雇用奨励金
⑨	育児・介護雇用安定等助成金
⑩	人材確保等支援助成金
11	短時間労働者雇用管理改善等助成金
12	広域団体認定訓練助成金
⑬	キャリア形成促進助成金
14	職場適応訓練費

(内容見直し)

(内容見直し)

(内容見直し)

(内容見直し)

(内容見直し)

(内容見直し)

(内容見直し)

(内容見直し)

(内容見直し)

	各種給付金名
1	雇用調整助成金
②	労働移動支援助成金
③	定年引上げ等奨励金
④	特定求職者雇用開発助成金
⑤	自立就業支援助成金
⑥	試行雇用奨励金
⑦	地域雇用開発助成金
8	通年雇用奨励金
⑨	育児・介護雇用安定等助成金
⑩	人材確保等支援助成金
11	短時間労働者雇用管理改善等助成金
12	広域団体認定訓練助成金
⑬	キャリア形成促進助成金
14	職場適応訓練費

要綱

第一・一

第一・二

第一・三

第一・四

第一・五

第一・六

第一・七
(均等分科
会で議論)

第一・八
第四

第一・九
(能開分科
会で議論)

※ 番号に○がついてある助成金が諮問事項

労働移動支援助成金の見直し

平成19年度

(百万円)

助 成 金 名	19'予算額
労働移動支援助成金	598
求職活動等支援給付金	234
(事業概要) ○再就職援助計画等の対象被保険者に、通常賃金の額以上の額を支払って求職活動等のための休暇を与える事業主に、当該被保険者1人1日当たり4,000円、当該被保険者に通常賃金の額以上の額を支払って職場体験講習を受講させる事業主に、当該被保険者の講習1日当たり4,000円(講習機関3日間以上のものに限る)(職場体験講習先の開拓を実施した場合は当該被保険者1人当たり2万円(新規・成長15分野の事業を行う事業所を開拓した場合は、4万円))、職場体験講習で受け入れた再就職援助計画等の対象労働者を離職から1か月以内に雇い入れる事業主に助成。 ○当該対象労働者1人当たり5万円(同意雇用開発促進地域においては10万円)を支給。	
再就職支援給付金	364
(事業概要) ○再就職援助計画等の対象被保険者について、その再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者に費用を負担して委託し、当該被保険者の離職日から2か月(同意雇用開発促進地域においては3か月、45歳以上の者は5か月、雇用調整方針対象者は6ヶ月)以内に再就職を実現した事業主に助成。 ○当該委託に要する費用の1/4(1人当たり30万円を限度)(中小企業事業主は1/3(1人当たり40万円を限度))の額を支給。	

平成20年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	20'予定額
労働移動支援助成金	451
求職活動等支援給付金	111
(継続)	
再就職支援給付金	340
(見直し概要) ○支給限度額の見直し 1人当たり30万円→20万円(中小企業事業主:1人当たり40万円→30万円)	

定年引上げ等奨励金の見直し

平成19年度		平成20年度(予定)	
(百万円)		(百万円)	
助 成 金 名	19'予算額	助 成 金 名	20'予定額
定年引上げ等奨励金	1,381	定年引上げ等奨励金	5,550
中小企業定年引上げ等奨励金 (事業概要) ○65歳以上への定年の引上げ又は定年の定めの廃止を行った中小企業事業主に助成。 ○当該定年の引上げ等の内容及び企業規模に応じて40万円～160万円を助成。	1,351	中小企業定年引上げ等奨励金 (見直し概要) ○70歳以上までの継続雇用制度の導入等を行った事業主に対して新たに助成。 ○支給額の見直し: 40万円～160万円→20万～160万円	3,939
		70歳定年引上げ等モデル企業助成金(新規)	125
		70歳定年引上げ等モデル企業助成金(新規) (事業概要) ○高齢者の職域の拡大等に係る計画を作成し、当該計画に基づき、労働者の高齢化に対応した職務の設計、作業を容易にするための機会設備の導入等を行うとともに、70歳以上までの定年の引上げ等を行った事業主に対して助成。 ○当該計画に基づく措置に要した費用の2分の1を助成。	
		中小企業高齢者雇用確保実現奨励金(新規)	1,483
		中小企業高齢者雇用確保実現奨励金(新規) (事業概要) 事業主団体が、定年の引上げ等の措置を講じること等の雇用環境の整備を行うための計画を作成し、当該計画に基づき構成員である事業主に対して相談、指導等の援助を行った場合に、当該措置の実施状況及び構成事業主の数に応じた額を支給。	
雇用環境整備助成金	30	廃止 ※予定額は経過措置分のみ	3
雇用環境整備助成金 (事業概要) ○65歳以上への定年の引上げ等を行い、初年度に労働者のセカンドキャリア形成に資する研修等を実施した中小企業事業主に対し、経費の2分の1を助成。			

特定求職者雇用開発助成金の見直し

平成19年度

(百万円)

助 成 金 名	19'予算額
特定求職者雇用開発助成金	29,440
(事業概要) 次に掲げる就職が特に困難な者を、公共職業安定所等の紹介により雇い入れた事業主に対して一定額を助成する。 ① 60歳以上の者 ② 障害者 ③ 母子家庭の母等 ④ 中国残留邦人等永住帰国者(本邦に永住帰国した日から起算して5年を経過していないもの) 等	

平成20年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	20'予定額
特定求職者雇用開発助成金	25,067
(見直し概要) 支給対象となる雇入れに係る中国残留邦人等永住帰国者の範囲を本邦に永住帰国した日から起算して5年を経過していないものから10年を経過していないものに改正。	

自立就業支援助成金の見直し

平成19年度		(百万円)	平成20年度(予定)		(百万円)
助 成 金 名		19'予算額	助 成 金 名		20'予定額
自立就業支援助成金		4,424	自立就業支援助成金		3,360
高年齢者等共同就業機会創出助成金		1,410	高年齢者等共同就業機会創出助成金		1,257
(事業概要) 就業機会の確保が困難である45歳以上の高年齢者等3人以上が、共同して新たに法人を設立して労働者を雇い入れた場合に、500万円を限度として、事業開始に係る経費の3分の2(有効求人倍率が全国平均以上の地域は2分の1)を助成。			(継続)		
受給資格者創業支援助成金		2,777	受給資格者創業支援助成金		2,035
(事業概要) 雇用保険の受給資格者が創業し、1年以内に継続して雇用する労働者を雇い入れた場合に、200万円(同意雇用開発促進地域において一定の要件を満たす場合は300百万円)を限度として、事業開始に係る経費の3分の1(同意雇用開発促進地域において一定の要件を満たす場合は2分の1)を助成。			(継続)		
子育て女性起業支援助成金		237	廃止 ※予定額は経過措置分のみ		68
(事業概要) 離職してからブランクのある子育て期にあり、有効求人倍率が全国平均を下回る地域に居住する女性が自ら起業し、1年以内に継続して雇用する労働者を雇い入れた場合に、200万円を限度として、事業開始に係る経費の3分の1を助成。					

試行雇用奨励金の見直し

平成19年度		平成20年度(予定)	
(百万円)		(百万円)	
助 成 金 名	19'予算額	助 成 金 名	20'予定額
試行雇用奨励金	5,513	試行雇用奨励金	5,654
試行雇用奨励金 (事業概要) 以下に定める者であって、公共職業安定所長が安定した職業に就くことが著しく困難であると認める者について、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的として、3か月以内の期間を定めて試行雇用(トライアル雇用)を実施した事業主に対して、対象者一人あたり月額4万円(最大3か月)の奨励金を支給する。 ①45歳以上65歳未満の者 ②35歳未満の者 ③日雇労働者として雇用されることを常態とする者 ④季節的業務に従事する者(六十五歳未満の者に限る。)	5,241	試行雇用奨励金 (見直し概要) ①から④までの者のほか、住居喪失不安定就労者の安定的な雇用機会の確保を図るため、住居喪失不安定就労者を試行雇用する事業主を新たに対象に加える。	5,312
試行雇用奨励金(技能継承分)	133	試行雇用奨励金(技能継承分)	202
(事業概要) 中小企業労働力確保法に基づく実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年に良好な雇用の機会の創出に資する改善計画について都道府県知事の認定を受けた事業協同組合等の構成中小企業者又は個別中小企業者(以下「認定中小企業者等」という。)であって、技能継承の受け手となりえる人材(職業経験、技能、知識等の状況から適当と判断される35歳未満の若年者)に対するトライアル雇用を実施する認定中小企業者等に対して試行雇用奨励金を支給する。		(見直し概要) ○雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において技能継承に係る試行雇用を実施した中小企業者を新たに対象に加え、月額6万円を支給。	
若年者雇用促進特別奨励金	139	若年者雇用促進特別奨励金	140
(事業概要) 正社員としての就業経験が少なく、就職が困難な年長フリーター(25歳～34歳のフリーター)について、トライアル雇用後に、常用雇用(雇用期間の定めのない雇用契約)に移行した事業主に対して、30万円(25歳～29歳の者にあっては20万円)を支給(※)する。 ※常用雇用移行後、半年経過ごとに半額ずつ支給。 (注)平成21年度まで		(見直し概要) ○雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において常用雇用に移行した事業主に対する支給額の上乗せ ・30万円→45万円(25歳～29歳の者:20万円→30万円)を支給する。	

地域雇用開発助成金の見直し

平成19年度

(百万円)

平成20年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名		19'予算額
地域雇用開発助成金		11
雇用開発奨励金	(事業概要) ○雇用開発促進地域等において、事業所の設置又は整備を行い、これに伴い地域求職者を3人以上(創業の場合は2人以上)雇入れる事業主に対し、施設等の設置等費用及び雇入れ規模に応じて助成。	0
中核人材活用奨励金	(事業概要) ○雇用開発促進地域において、中核人材(新たな事業の展開、経営の高度化、拡大等に資する高度技能労働者、専門人材、管理者等)を受け入れ、併せて地域求職者を雇入れる事業主に対して一定額を助成する。	11
沖縄若年者雇用促進奨励金	(事業概要) ○沖縄労働局長の認定を受けた計画に基づき、沖縄県に事業所を設置又は整備するとともに、沖縄県内に居住する30歳未満の若年求職者を雇い入れた事業主に対して、当該雇用した者に支給した賃金の3分の1を1年間(定着状況が良好な場合は2年間)助成。	0

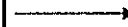
助 成 金 名		20'予定額
地域雇用開発助成金		1,461
雇用開発奨励金	(継続)	898
中核人材活用奨励金	(継続)	43
沖縄若年者雇用促進奨励金	(見直し概要) ○沖縄労働局長に提出した計画に基づき、沖縄県に事業所を設置又は整備するとともに、沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者を3人以上雇い入れた事業主に対して1年間(定着状況が良好な場合は2年間)助成。 ○支給額の見直し:当該雇用した者に支給した賃金の3分の1→4分の1	5
地方再生中小企業創業助成金	(事業概要) ○雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において、法人等を設立するとともに、1年以内に継続して雇用する労働者を雇い入れた中小企業事業主に対して、雇入れ規模に応じて創業経費の一定割合及び雇い入れた労働者1人当たり30万円を助成。	515

育児・介護雇用安定等助成金の見直し

平成19年度

(百万円)

助 成 金 名	19'予算額
育児・介護雇用安定等助成金	4,567
(事業概要) ○働き続けながら育児又は家族介護を行う労働者の雇用の継続を図るための雇用環境の整備に取り組む事業主に対して助成。(育児・介護雇用安定等助成金(両立支援レベルアップ助成金)は、事業所内託児施設設置・運営コース、ベビーシッター費用等補助コース、代替要員確保コース、子育て期の柔軟な働き方支援コース、男性労働者育児参加支援促進コース、職場風土改革コース、休業中能力アップコースに分かれている。)	



平成20年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	20'予定額
育児・介護雇用安定等助成金	7,007
(見直し概要) 「子育て期の柔軟な働き方支援コース」を短時間勤務制度の促進に特化して、「小学校低学年の子を養育する労働者を対象とした支援」及び「中小企業の重点支援」により、子育て期における短時間勤務制度の導入・利用促進を図る「子育て期の短時間勤務支援コース」とする。	

人材確保等支援助成金の見直し

平成19年度		(百万円)
助 成 金 名	19'予算額	
人材確保等支援助成金	14,587	
中小企業職業相談委託助成金	100	
(事業概要) ○雇用管理の改善に係る計画について、都道府県知事の認定を受けた認定中小企業者等が、職業相談を外部の専門機関等に委託して実施した場合、当該措置に係る経費について一定額を助成。		
	0	
中小企業基盤人材確保助成金	4,471	
(事業概要) ○中小企業における雇用機会の創出、雇用管理の改善を図るため、新分野進出等に伴い、経営基盤の強化に資する労働者(基盤人材)を新たに雇い入れた場合に、当該基盤人材1人当たり140万円(同意雇用開発促進地域の場合は1人当たり210万円)(当該基盤人材の雇入れに伴い雇い入れられた当該基盤人材以外の労働者(一般労働者)1人当たり30万円(同意雇用開発促進地域の場合は1人当たり40万円))を助成(基盤人材5人を上限。一般労働者は基盤人材と同数まで)。		
中小企業人材確保推進事業助成金	1,232	
(事業概要) ○事業協同組合等がその構成員たる中小企業者の人材確保及び職場定着を図るため、雇用管理の改善に関する調査研究等の事業を実施した場合、当該事業の実施に要した経費の2/3相当額を、3年間で集中的に助成。		
介護基盤人材確保助成金	3,067	
(事業概要) ○介護分野で新サービスの提供等を行おうとする事業主が、雇用管理の改善及び介護従事者の教育において中核的な役割を担う者である特定労働者を雇い入れ、事業所の定着率(80%以上)等、一定の要件を満たした場合に、6か月の期間に特定労働者一人当たり70万円を上限として助成。		

平成20年度(予定)		(百万円)
助 成 金 名	20'予定額	
人材確保等支援助成金	14,895	
(廃止)	-	
中小企業人材能力発揮奨励金(新規)	62	
(事業概要) ○生産性向上が特に必要な認定中小企業者等において、その雇用する労働者の能力を高め生産性を向上させ、職場への定着を図ることを目的として、IT化等を活用して雇用環境の高度化を図り、新たに必要な人材を雇い入れた場合に奨励金を支給する。		
中小企業基盤人材確保助成金	4,719	
(見直し概要) ○新分野進出に係る助成措置に加え、生産性向上に資する人材を新たに雇い入れた認定中小企業者に対して新たに助成。 ○雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において事業所を設置する場合の支給額の上乗せ ・ 新分野進出に伴う基盤人材の雇入れ1人当たり140万円→210万円 ・ 一般労働者1人当たり30万円→40万円 ○同意雇用開発促進地域での上乗せ措置を廃止する。		
中小企業人材確保推進事業助成金	1,467	
(継続)		
介護基盤人材確保助成金	2,616	
(継続)		

介護雇用管理助成金	190	→
(事業概要) ○介護分野の新分野のサービスの提供等に伴い雇用管理改善事業を行う事業主に対し、その経費の一定割合を助成。		
	0	→
建設教育訓練助成金	3,736	→
(事業概要) ○中小建設事業主等が職業訓練及び技能実習を行う場合の経費、職業訓練法人等が建設工事における作業に係る職業訓練推進のための活動や職業訓練施設の設置整備等を行う場合等の経費、中小建設事業主が雇用する労働者を有給で訓練受講させた場合の賃金及び広域的な訓練を受講させた場合の経費の一部を助成。		
雇用改善推進事業助成金(建設業需給調整機能強化促進助成金を除く)	1,618	→
(事業概要) ○中小建設事業主の団体等が、建設労働者の雇用管理の改善に関する目標値を設定し、当該目標値を達成するため、傘下の事業主等を対象に諸事業を行う場合に経費の一部を助成。		
雇用管理研修等助成金	74	→
(事業概要) ○中小建設事業主等が、雇用管理責任者等に労働者の雇用の管理に関して必要な知識を習得させるための雇用管理研修等を行う場合に経費の一部を助成。		
雇用改善推進事業助成金(建設業需給調整機能強化促進助成金)	29	→
(事業概要) ○中小建設事業主団体が、離職を余儀なくされる建設労働者を対象に無料職業紹介事業等を実施しようとする場合に初期経費の一部を助成。		
福利厚生助成金	70	→
(事業概要) ○中小建設事業主等が期間雇用の建設労働者に健康診断を受診させた場合に経費の一部を助成。		

介護雇用管理助成金	160	
(継続)		
中小企業雇用安定化奨励金(新規)	480	
(事業概要) ○中小企業事業主が、有期契約労働者からの通常の労働者に転換する制度を就業規則等により新たに規定し、有期契約労働者の希望により通常の労働者として1人以上転換させた場合、1事業主につき35万円を助成。 ○制度導入から3年以内に3人(母子家庭の母等を含む場合は2人)以上転換させた場合にも、10人までについて1人につき10万円(母子家庭の母等を含む場合には、当該母子家庭の母1人につき15万円)		
建設教育訓練助成金	3,782	
(継続)		
建設事業主団体雇用改善推進助成金(新規)	1,089	
(事業概要) ○中小建設事業主の団体等が、建設労働者の雇用管理の改善に関する目標値を設定し、当該目標値を達成するため、傘下の事業主等を対象に諸事業を行う場合に当該諸事業に要した経費の一部を助成。		
建設事業主雇用改善推進助成金(新規)	514	
(事業概要) ○中小建設事業主等が、雇用管理責任者等に労働者の雇用の管理に関して必要な知識を習得させるための雇用管理研修等を行う場合に当該研修等に要した経費の一部を助成。		
廃止 ※予定額は経過措置分	2	
廃止 ※予定額は経過措置分	4	

キャリア形成促進助成金の見直し

平成19年度

(百万円)

助 成 金 名	19'予算額
キャリア形成促進助成金	1,022
訓練等支援給付金	689
(事業概要) ○事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員(雇用保険の被保険者に限る。)に職業訓練を受けさせた場合、又は、その従業員の自発的な職業能力開発について支援する制度を導入し、その従業員が行った職業能力開発について支援を行った事業主に対して助成。 ○費用等の一部を助成。	
職業能力評価推進給付金	81
(事業概要) 事業主(雇用保険の適用事業の事業主に限る。)が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員(雇用保険の被保険者に限る。)に一定の資格試験等を受けさせた場合、受検に要した費用(経費及び賃金)の一部を助成。	
地域雇用開発能力開発助成金	5
(事業概要) 地域雇用開発促進法の規定に該当する一定の地域内に所在する事業主(雇用保険の適用事業の事業主に限る。)が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員(雇用保険の被保険者に限る。)に職業訓練を受けさせた場合、訓練に要した費用の一部を助成。	
中小企業雇用創出等能力開発助成金	247
(事業概要) 中小企業労働力確保法に基づく改善計画の認定を受けた事業主(雇用保険の適用事業の事業主に限る。)が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員(雇用保険の被保険者に限る。)に職業訓練を受けさせ又は従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援を行う場合、訓練又は従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援に要した費用の一部を助成。	

平成20年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	20'予定額
キャリア形成促進助成金	4,794
訓練等支援給付金	4,411
(見直し概要) 《平成22年3月31日までの暫定措置》 ○通常の訓練を行う中小企業事業主に対する助成の拡充 ・訓練に要した経費及び賃金に対する助成率の引上げ(3分の1→2分の1) ○実践型人材養成システムによる訓練を実施する事業主に対する助成の拡充 ・OFF-JT訓練に係る経費及び賃金に対する助成率の引上げ(中小企業:3分の1→2分の1、大企業:4分の1→3分の1) ・キャリア・コンサルティングに係る経費への助成 ・職業能力評価に係る経費への助成 ○職業能力形成システムに基づく有期実習型訓練を実施する事業主に対する助成の創設 ・OJT訓練に係る経費への助成 ・OFF-JT訓練に係る経費への高率助成 ・キャリア・コンサルティングに係る経費への助成 ・職業能力評価に係る経費への助成	
職業能力評価推進給付金	75
(継続)	
地域雇用開発能力開発助成金	158
《平成23年3月31日までの暫定措置》 ・OFF-JT訓練に係る経費及び賃金に対する助成率の引上げ(中小企業:2分の1→3分の2、大企業:3分の1→2分の1)	
中小企業雇用創出等能力開発助成金	150
《平成22年3月31日までの暫定措置》 小規模事業所の事業主に対する助成の拡充 ・OFF-JT訓練に係る経費及び賃金に対する助成率の引上げ(2分の1→3分の2)	